2016 年 9 月 15 日

流山市地域福祉計画（案）

第 3 期：H29～H33

流山市社会福祉課

市長からのメッセージ

内容

巻頭　策定にあたり

市長からのメッセージ..... 1

１章　第３期地域福祉計画の策定について..... 1

第１節　策定の背景..... 1

第２節　計画の位置付け 4

第３節　計画の期間..... 6

第４節　国・県・市の動きと取組み..... 8

第５節　第１期・第２期計画のふりかえり 13

第６節　第３期地域福祉計画の基本理念・施策の方針 14

第７節　地域のチカラ　～ソーシャルキャピタル～ 16

第８節　圏域の設定.....19

第９節　計画の策定体制 21

１章　第３期地域福祉計画の策定について

第１節　策定の背景

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、地域に関わるすべての人を「福祉の担い手」ととらえ、地域での助け合いを活発化させるための取り組みのことです。個々の力だけでは解決が難しい課題であっても、地域のチカラを高めることによって、解決の可能性が大きく広がります。

地域の福祉活動の担い手は、市民一人ひとり、地域、行政など、活動の内容や規模により様々です。この地域福祉計画では、地域の皆さんそれぞれが、役割・できることを認識し、積極的に活動に参加できるよう、「自助(じじょ)」、「共助(きょうじょ)」・「公助(こうじょ)」という考え方を推進していきます。

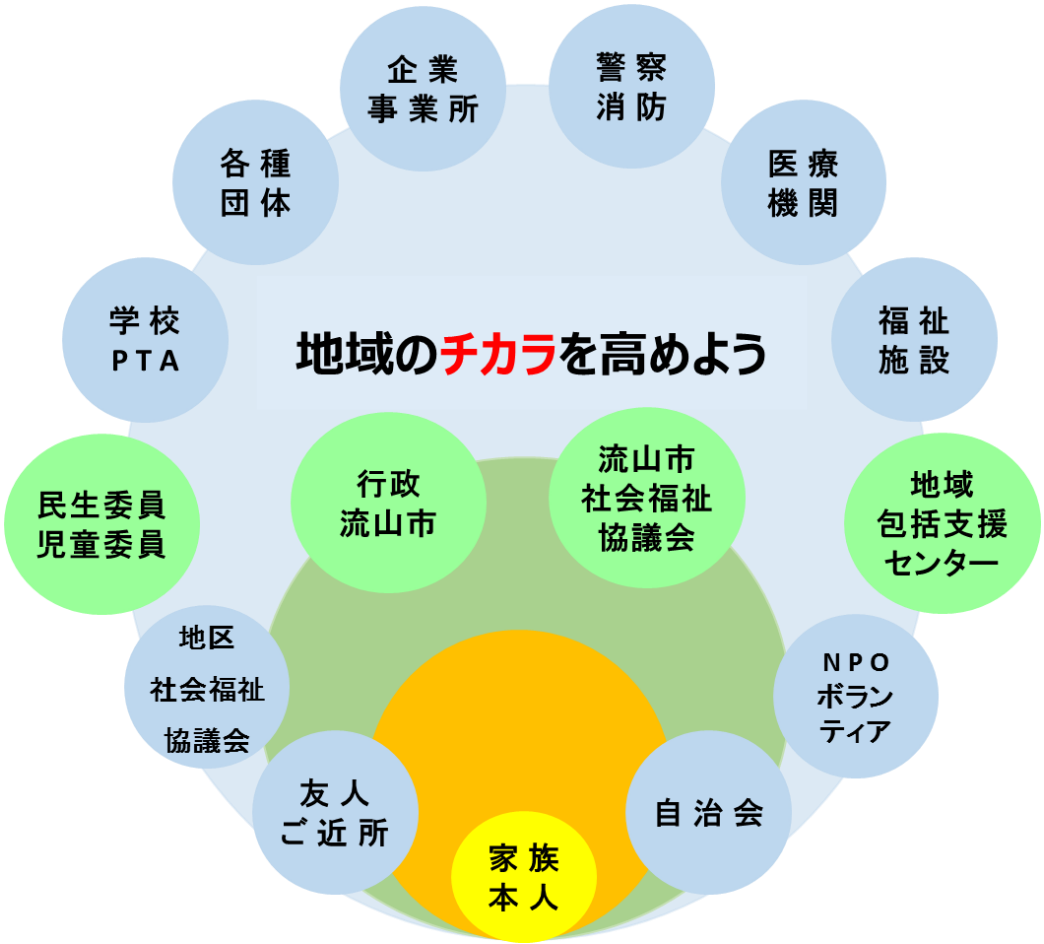

身近な地域で解決する福祉のニーズ

- 家族、地域、生活の在り方が変化し、福祉のニーズは多様化しています。
- 普段の活動の積み重ね･災害時の経験から、地域の重要性が高まっています。
- 多様化する福祉ニーズには、地域でチカラを高めることが効果的です。

急速に進む少子高齢化、生活習慣やライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境が大きく変化しています。個人の価値観や意志が尊重される多様な社会が形成されたことで、これまでの地域や住民同士のつながりは希薄になっています。

多様な社会の実現は、福祉のニーズの複雑化にもつながっています。孤独死、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、自殺、ホームレスなど、これまでの高齢者、障害者、児童など分野別公共サービスでは対応できない福祉課題が増加しています。

一方で、頻発する災害や社会参加の多様化が契機となって、ボランティア、ＮＰＯ、自治会など、地域のチカラ（地域で活動する個人や団体などの地域資源、地域に根ざした活動等によって形成される関係性）が重視されています。流山市では、教育、子育て、街づくり、防犯、防災など様々な分野において、地域のチカラに支えられています。健康・福祉の分野でも、孤独死や災害に備えた地域の見守り、子育てと仕事の両立を支援するボランティアなど、地域に根ざしたサービスが展開されています。

地域で起きている課題や福祉のニーズは、地域で活動する個人や団体が一番早くに気づき、一番多くの事を知っています。複雑化する福祉のニーズを解決するためには、地域で活動している個人や団体・民間事業者・行政などが一体となって、地域のチカラを高めていくことが必要です。

これから少子高齢化への対応、多様な働き方の実現など、様々な課題にさらに向き合っていくことが求められています。地域のチカラを高め、少しでも多くの課題を解決するために、地域に関わるすべての人が「福祉の担い手」となって、主体的に行動していくことが求められています。

地域活動で健康に～人も都市も健康に～

・２０２５年には５人に１人が７５歳以上の高齢者になります。
・住み慣れた地域での暮らしを続けるためには、地域ぐるみの活動が重要です。
・地域活動により、支える人・支えられる人どちらも、そして都市も健康に。

急速な少子高齢化や福祉のニーズの多様化により、公共の福祉サービスの充実は質量ともに限界を迎えつつあります。団塊の世代が７５歳を迎える２０２５年（平成３７年）には、５人に１人が後期高齢者となる[1]など、医療給付・介護給付費の増額は避けられません。将来にわたって持続可能な制度を維持するためには、福祉のニーズすべてを公共の福祉サービスで賄うことは、もはや不可能と言わざるをえません。

給付額の伸びに比例して増額する社会保険料など、負担と給付のバランスをどう維持していくのかは、我々一人ひとりにとっても大きな課題です。この状況を前にして、少しでも健康な生活を続けてもらえるよう、公共の福祉サービスは介護予防や健康増進など予防重視の制度へと大きく舵を切っています。

予防型の制度が重視されるなかで、地域のチカラは大きな役割を果たします。地域でのボランティア活動、支え合いや見守りでは、ほんの少しの異変に最も早く気づくことができます。より身近な地域で、病気や困りごとの早期発見、早期対応が可能になれば、住み慣れた地域での生活を一日でも長く続けることができます。日頃からの地域のつながりが機能すれば、災害が起きたときにも、早期支援が期待できます。

地域のチカラは、支えられる人だけでなく、支える人の健康にもつながります。地域の活動に参加することで、自身の生活にも生きがいができ、健康維持や健康増進、介護予防にも大きな効果があります。[2]　何より地域のチカラを大きく育むためには、一人ひとりが心身ともに健康でいることが最も重要です。

地域の人すべてが住み慣れた地域で暮らせることはもちろん、自分自身が健康で生きがいのある生活を送るためにも、「福祉の担い手」として、できることから始めてみませんか。

---

[1] 平成 28 年版高齢社会白書（内閣府）人口 1 億 2,066 万のうち，65 歳以上の高齢者は 3,658 万人（約 30.3%）、75 歳以上の後期高齢者は 2,179 万人（約 18.1%）となる見込みである。

[2] 斉藤 雅茂，近藤 克則，尾島 俊之［他］,「健康指標との関連からみた高齢者の社会的孤立基準の検討　10 年間の AGES コホートより」日本公衆衛生雑誌 62(3), 95-105, 2015

第２節　計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第１０７条の規定に基づいて策定される計画です。また、流山市で策定している総合計画や各福祉分野の施策を具体化する計画との整合を図り策定される計画です。

社会福祉法による根拠～地域福祉の推進～

社会福祉法（平成１２年）とは、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定めた、社会福祉分野の骨格となる法律です。その第４条において、地域福祉の推進が明確に位置付けられています。地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアやＮＰＯ、各種の団体、行政がお互いに連携・協力して、それぞれに望まれる役割に基づき、これからの地域社会づくりを進めていくことが必要です。

「社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）」

（地域福祉の推進）

第４条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第１０７条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

１ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

２ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

３ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉計画の位置付け

地域福祉計画は、流山市の最上位計画である流山市総合計画 （基本構想）に基づき、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示すものです。事業の実効性・具体像は、内包する高齢者や障害などの個別計画に委ねることになりますが、各分野に共通する課題を横断的につなげ、地域福祉の推進を図っていきます。

また流山市の行政計画のみにとどまらず、千葉県が策定する千葉県地域福祉支援計画、流山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画等とも連携させ、総合的な地域福祉システムの運営を図っていきます。

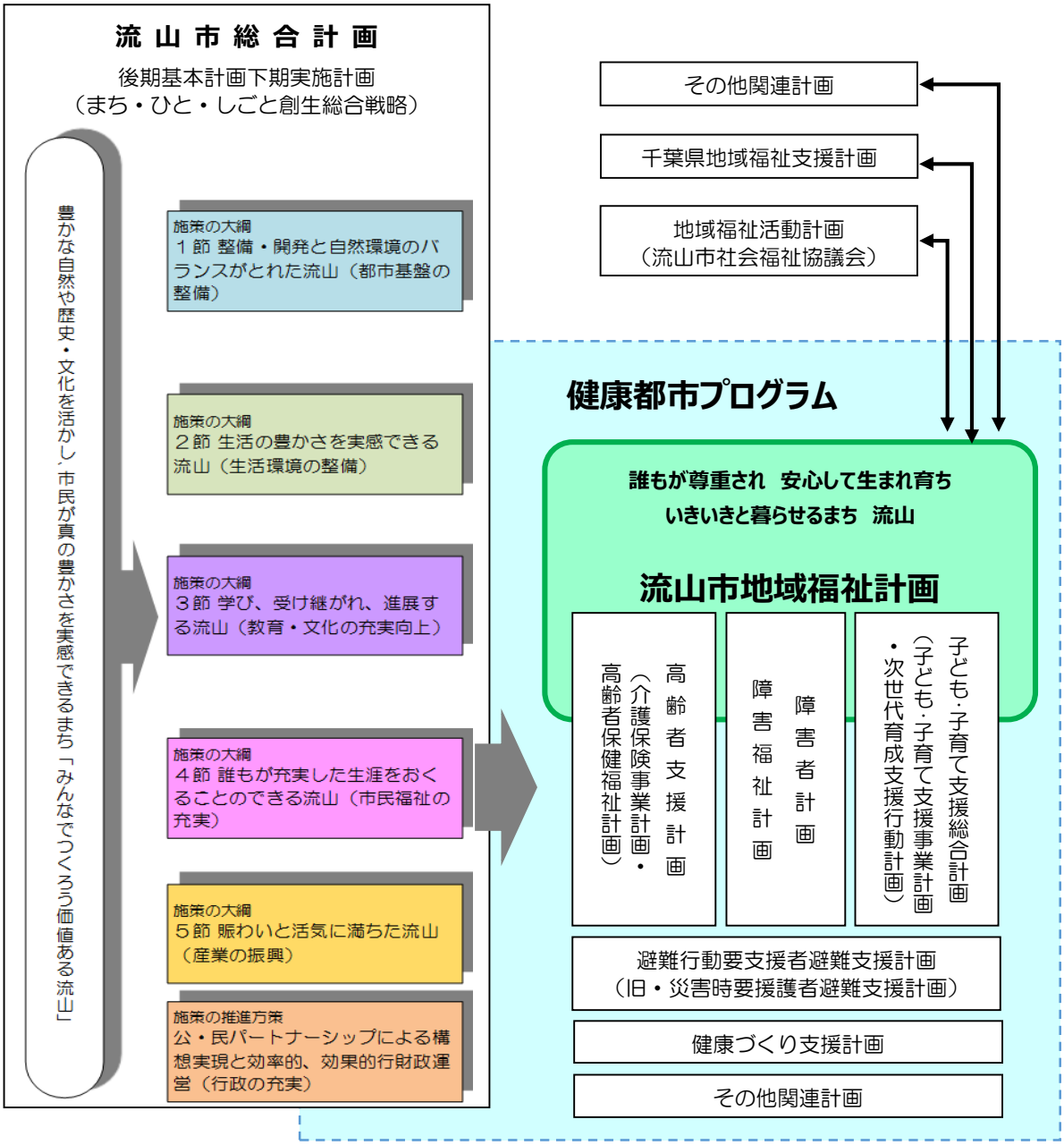

第３節　計画の期間

第３期の流山市地域福祉計画は、平成２９年度から平成３３年度までの５か年が計画期間となります。

☆ 流山市地域福祉計画

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
第１期計画					第２期計画					第３期計画				

● 流山市総合計画（基本構想　平成１２年度～平成３１年度）

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
前期基本計画			後期基本計画									
			上期実施計画			中期実施計画			下期実施計画			

● 流山市高齢者支援計画

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第３期		第４期			第５期			第６期			第７期		

● 流山市障害者計画

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第３次		第４次						第５次					

● 流山市障害福祉計画

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第１期		第２期			第３期			第４期			第５期		

● 子どもをみんなで育む計画～流山市子ども･子育て支援総合計画

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
次世代育成支援行動計画								第１期				
前期計画			後期計画									

関連する福祉計画について

流山市高齢者支援計画

この計画は、老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」、老人保健法の規定に基づく「老人保健計画」及び介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した高齢者施策全般に関わる計画です。「地域ぐるみの支え合いでつくる元気で生き生き安心流山」 の理念を掲げ、介護保険事業や高齢者福祉事業の分野横断による高齢者保健福祉施策を整理しています。

現在の計画は平成２７年度から平成２９年度までの３か年の計画期間となっており、平成２９年度中に次期計画を策定する予定です。

流山市障害者計画・流山市障害福祉計画

障害者計画は障害者基本法に基づき策定され、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき策定されものです。計画の基本理念は、「ノーマライゼーション」の理念のもと障害者の「完全参加と平等」をめざしています。

障害者計画は６か年（平成２７年度から平成３２年度まで）、障害福祉計画はその半分の３か年（平成２７年度から２９年度まで）で、年次を合わせて策定しています。障害福祉計画は、平成２９年度中に次期計画を策定する予定です。

子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画

これまでの次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」と、平成２７年度から施行された子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」との一体的な計画として整備しています。子どもたちが健やかに成長し、親が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていくための指針が示されています。

流山市では、これまで最重点施策として実行してきた保育所の整備や、児童発達支援施設「つばさ学園」の機能拡充を通じて、子育て世代の支援を図ってきました。今後も人口増加が続くと想定されているため、保育需要・学童クラブ需要への対応、障害者（児）支援法の改正による障害児に対する支援強化等を図っています。

第４節　国・県・市の動きと取組み

国の動き

平成１２年、社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。個人の尊厳を尊重することが福祉制度すべての基本的な考え方となり、可能な限り、住み慣れた地域や自宅で生活が続けられるような環境づくりが進められてきました。

介護分野では、平成１２年に社会全体で介護を支える制度として、介護保険制度が施行されました。これまで地域包括支援センターの設置など地域包括ケアの体制づくりが進められてきましたが、平成２７年以降、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、総合事業の実施など、さらなる地域包括ケアシステムの構築が進められています。

障害者分野では、平成１８年に施行された障害者自立支援法が平成２５年に障害者総合支援法に改称され、障害福祉サービスの充実や難病を障害者の範囲に加えるなど、地域社会における共生の実現に向けた取組みが行われています。同時に、障害を理由とする差別の解消を推進するための障害者差別解消法も施行され、総合的な支援体制が講じられています。

子ども・子育て分野では、平成２２年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「社会全体で子育てを支える」という基本的な考えが提唱されました。平成２４年には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連３法」が制定され、平成２７年４月より子ども・子育て支援に関する新制度が開始されています。

各個別の福祉制度以外にも、地域や事業者間のネットワーク構築や分野横断的な制度・取組みが進められています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることの無いよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、平成２６年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。多様で複合的な課題を抱える生活困窮者への対応としては、生活保護に至る前の段階での自立支援策を行うため、平成２７年には生活困窮者自立支援法が施行されています。

災害時に孤立しやすい高齢者や障害者などの避難行動要支援者（これまでの災害時要援護者）については、避難支援を円滑に行うため、災害対策基本法によって対象者の名簿情報作成が義務化されました。この名簿情報を、本人の同意を得たうえで、自治会・警察・消防・地域包括支援センターなどの地域のネットワーク間で、災害時に有効に機能するよう平常時から共有する自治体も増えてきています。

図表１　国の制度等の主な動き

平成１２年 （2000年）	☆社会福祉事業法が社会福祉法へと改正 ・利用者の立場に立った社会福祉の仕組みの確立 ☆介護保険制度の施行
平成１５年	☆次世代育成支援対策推進法の施行 ・次代の社会を担う子どもの育成支援を推進
平成１７年 （2005年）	○「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（内閣府） ・災害時に特に支援が必要な高齢者、障害者等の情報を事前に共有
平成１８年	☆介護保険法の改正 ・介護予防を重視する仕組みや新サービスを導入 ・地域包括ケア体制を支える地域包支援センターを設置 ☆障害者自立支援法の施行 ・障害の種別によらない、一元的な福祉サービスの提供 ・入所施設から地域生活への移行や一般就労に向けた支援
平成２０年	☆後期高齢者医療制度の創設
平成２２年 （2010年）	☆「子ども・子育てビジョン」閣議決定 ・子どもと子育てを応援する社会の実現
平成２４年	☆介護保険法の改正 ・定期巡回、複合型サービス等の創設 ☆子ども・子育て関連３法の制定
平成２５年	○災害対策基本法の改正（内閣府） ・避難行動要支援者に関する名簿の作成が市町村長に義務付けされる ☆障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法に改称） ・障害者の範囲に難病等を加える ☆障害者差別解消法の制定、障害者優先調達推進法の施行
平成２６年	☆子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 ・「子どもの貧困対策に関する大綱」の閣議決定
平成２７年 （2015年）	☆生活困窮者自立支援法の施行 ・生活保護に至る前段階での分野横断的な対応で自立支援を強化 ☆介護保険法の改正 ・在宅医療と介護連携の推進、地域包括ケアシステム、総合事業の実施 ☆子ども・子育て支援新制度の開始 ・仕事と子育ての両立支援、サービスの質の向上・量の拡充

千葉県の動き

千葉県地域福祉支援計画

平成２７年３月には、社会福祉法第１０８条に規定された事項に基づき、「第三次千葉県地域福祉支援計画～『互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会』の構築を目指して～」（平成２７年度～平成３２年度）が策定されました。

県計画は、近年の地域福祉関連施策の動向を踏まえ、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援制度等の内容を新たに盛り込んで作成されています。福祉関係団体のみならず、若い人も高齢者も、障害のある人もない人も、また、子どもから大人まで、多くの地域住民が知恵を出し合い、力を結集させる仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材の育成や基盤づくりの推進が掲げられています。

地域・市町村を支援するための施策

- 互いに支え合う地域コミュニティの再生
- 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成
- 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化
- 支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化

千葉県子どもの貧困対策推進計画

平成２７年１２月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条第１項の規定に基づき、「千葉県子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～」（平成２７年度～平成３１年度）が策定されました。

4つの重点支援施策を支援するための

- 教育の支援
- 生活の支援
- 保護者に対する就労の支援
- 経済的支援

流山市の動き

後期基本計画　下期実施計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）の策定

流山市の最上位計画である流山市総合計画（平成１２年度～平成３１年度）では、前・後期の１０年間に区切って施策の展開を体系別に整理し、さらに１０年間を３～４年に細分化して具体的に実施する事業を実施計画として位置付けています。

平成２８年度～３１年度の３か年における下期実施計画は、平成２６年１１月以降、市町村での策定が努力義務となっている「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下・地方版総合戦略）」と一体的に策定され、人口減少克服・地方創生を踏まえた内容となっています。

健康都市宣言から節目の１０年を迎えて - 健康都市連合日本支部大会の開催

平成 18 年の市制 40 周年を記念した健康都市宣言から 10 周年の節目と市制５０周年を迎え、平成 28 年度には新たにオープンしたキッコーマン アリーナにて、第 12 回健康都市連合日本支部大会が開催されました。

健康都市宣言は、WHO（世界保健機関）の『健康都市プログラム』に基づいています。今までのように保健・医療分野だけで個人ごとの健康増進を図るのではなく、生活環境や地域社会、学校や企業など、都市のあらゆる分野を視野にいれた取組みにより、都市そのものを健康にすることで、そこに住む市民の健康で豊かな暮らしを実現しようとするものです。

平成２０年、平成２７年には、市民の健康の維持・増進はもとより、環境、都市計画、教育や文化等の様々な分野が連携して健康的な都市を目指す、『流山市健康都市プログラム』を策定しています。市の取組みと市民との協働を両輪とした取組みが進められています。

市や市民の取り組み（5 本の柱）とリーディングプラン

- 心と体を健やかに育むまちづくり（保健・医療分野）
- 緑の保全と安心・安全のまちづくり（環境・都市基盤・安心・安全分野）
- 子育て環境先進都市、元気な高齢者先進都市をめざすまちづくり（福祉・教育分野）
- 地域の豊かな生活と生涯スポーツの活性化をめざすまちづくり（地域社会・文化・スポーツ分野）
- 健全・健康な食生活を進めるまちづくり（食育・地産地消分野）

流山市健康づくり支援計画

「いつまでも健康で生活したい」という願いを実現するには、乳幼児期から高齢期までの一生涯を通じた健康づくりへの取組みが必要となっています。そこで、平成２７年の第２次健康都市プログラムの策定にあわせて、より具体的な健康施策を推進するための「流山市健康づくり支援計画」（平成２７年度~平成３１年度）を策定しました。

本計画は、各法令・条例に基づく「健康増進計画」、「食育推進計画」、「母子保健計画」、「歯と口腔の健康づくりのための基本計画」の４つを一体化した計画です。「みんな笑顔でイキイキ明るい健康づくり」を基本理念とし、７つの基本目標と５つのライフステージ（高齢期・壮年期・青年期・学齢期・乳幼児期）により、すべての市民を対象に健康施策を推進しています。

７つの基本目標

- 自らの健康を守り、いきいきと充実した健康生活の推進
- 健全・健康な食生活をめざす取組みの推進
- 自分と大切な人を守るために、生活の中からたばこの煙を減らす取組みの推進
- こころの健康を保ち、楽しみを持っていきいきと自分らしく過ごせるための取組みの推進
- 体を動かす楽しさを見つけ、継続的な運動習慣を身につけるための取組みの推進
- 歯と口腔の健康づくりの推進
- すべての子どもが健やかに育つための取組みの推進

第５節　第１期・第２期計画のふりかえり

これまでの第１期、第２期計画では、連帯・協働による地域内のパートナーシップ、ネットワークの構築を進めてきました。第３期計画では、それぞれの役割分担『自助・共助・公助』を具体的に示して、地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくり、地域のチカラの底上げを目指していきます。

第１期計画・第２期計画について

第１期地域福祉計画は、平成１９年度から平成２３年度までの５年間を計画期間として策定しました。同じく第２期地域福祉計画は、平成２４年度から平成２８年度までの５年間を計画期間として策定しました

第１期、第２期計画では、「誰もが尊重され、安心して生まれ育ち いきいきと暮せるまち 流山」の理念を継続して掲げ、連帯・協働による地域内のパートナーシップ、ネットワークの構築を進めてきました。この間、地域包括ケアシステム、介護支援サポーター、地域支え合い活動など、様々なパートナーシップやネットワークなどの地域福祉の取組み定着しつつあります。

【第１期計画の概要】

基本理念	誰もが尊重され、安心して生まれ育ち いきいきと暮せるまち 流山
施策の方針	・必要な人が適切なサービスを受けられるしくみをつくる ・適切なサービスを提供するためにパートナーシップに基づいた協働を図る ・総合的な効果的な事業推進体制をつくる

【第２期計画の概要】

基本理念	誰もが尊重され、安心して生まれ育ち いきいきと暮せるまち 流山
施策の方針	・地域福祉を推進する人づくり ・情報提供・相談体制の充実とサービス利用の促進 ・地域福祉推進のための仕組みづくり （ネットワークの構築） ・誰もが安心して暮らせるまちづくり

第６節　第３期地域福祉計画の基本理念・施策の方針

基本理念

できることから始めよう　みんなで高める地域のチカラ

~みんながずっと住みたいまち　ながれやま~

これまでの計画の振りかえり、第３期地域福祉計画の策定に向けた市民アンケートからは、多様なニーズ・課題が寄せられました。個々の力だけでは解決が難しい多様化した課題であっても、地域のチカラ（地域で活動する個人や団体などの地域資源、地域に根ざした活動から生まれる関係性）を高めることで、解決の可能性が大きく広がります。

地域のチカラを高めて、解決の可能性を大きくするためには、少しでも多くの皆さんに参加してもらうことが何より必要です。地域で求められる活動は、その内容や規模など様々です。地域に住む皆が、他人事にするのではなく、ライフスタイルやライフステージにあわせて、「できること」を少しずつから始めるだけでも大きなチカラになります。

流山市が、「ずっと住みたいまち」になるよう、みんなで「できることから始めて」いきましょう。

施策の方針　～自助・共助・公助～

地域活動への積極的な参加を増やしていくには、「できることから始めてみる」というキッカケづくりが重要です。しかし、地域で求められている課題（ニーズ）は、規模や内容も様々です。一方、活動に参加する人・団体、活動に充てることのできる時間、エネルギーといった「できること」も様々となっているため、相互のマッチングが必要です。

そこで第３期地域福祉計画では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、役割分担・できることを具体的に示して、地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくり、地域のチカラの底上げを目指します。

図表２　自助・共助・公助の在り方

第７節　地域のチカラ ～ソーシャルキャピタル～

ソーシャルキャピタルという言葉、知っていますか？[1]

ソーシャルキャピタル（Social Capital）は、近年、コミュニティ、地域保健、防犯・防災、行政課題など様々な分野で多用されている言葉です。社会の効率性（プラスの効果）を高めることができる関係性・資本を意味しており 、従来までの物的資本や人的資本等と並ぶ新しい概念として社会関係資本とも呼ばれています。

構成要素として、主に「信頼」・「規範（互酬性）」（お互い様）・「社会ネットワーク」の３つの協調行動が相互に関連して成り立っているとされます。物的資本や人的資本とは異なり可視化することはできませんが、これまで浸透している「絆・支え合い・助け合い」といった感覚に似たものです。

地域の人々に対する信頼が厚く、お互い様という社会規範が醸成され、人と人とのネットワークが豊かであればある程、皆が住みよい社会になるという事が実感できる筈です。健康福祉の分野では、住民同士の信頼関係が高ければ高いほど、喫煙率の低下や運動習慣の向上などの効果があること等が報告されています[2]。

図表３　ソーシャルキャピタルの概念と効用

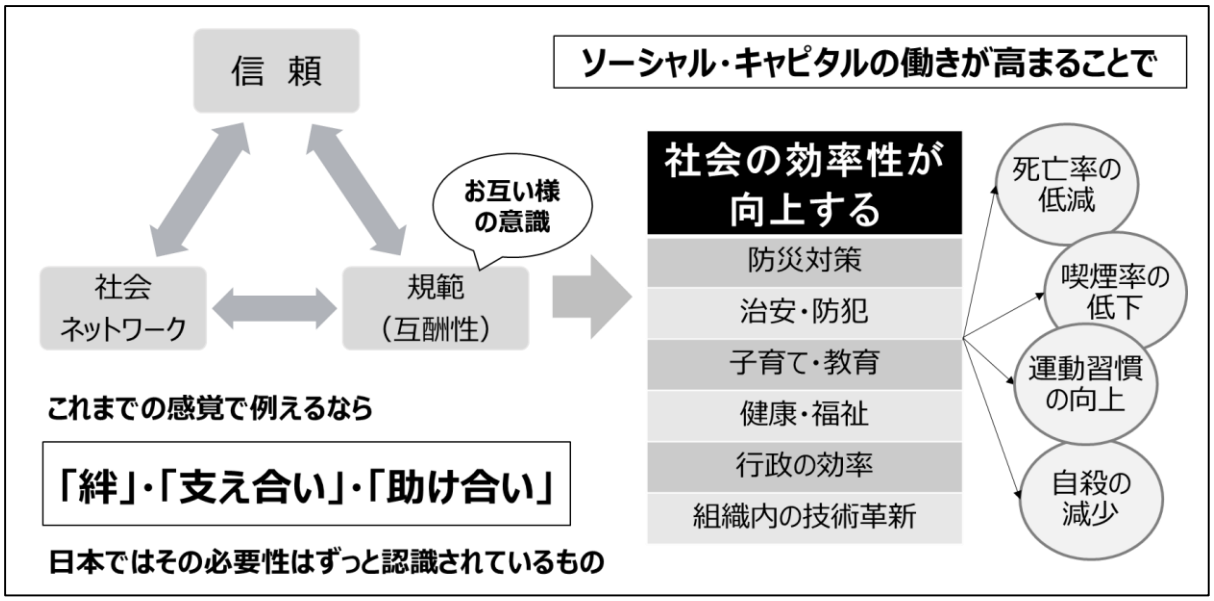

[1]平成 26 年度厚生労働科学研究「地域保健対策におけるソーシャルキャピタルの活用のあり方に関する研究」をもとに作成

[2]政治学者Ｒパットナムの研究において、イタリア北部の都市の方が、南部の都市に比べて，行政サービスに対する市民の満足度が高く、その背景として、ソーシャルキャピタルの存在を指摘している。

地域のチカラ ＝ ソーシャルキャピタル

今回の地域福祉計画では自助・共助・互助という役割分担を進めますが、その目標・方向性はソーシャルキャピタルを高める（豊かにする）ことです。

地域福祉計画でのソーシャルキャピタルは、「地域の資源、個人・団体、地域に根ざした活動によって形成される関係性」と考えます。この関係性が良好で活発になっていくことが地域福祉の向上につながっていきます。ネットワーク（つながり）を通じて、人と人との信頼やお互い様という規範が生まれ、地域がより活性化していくことが必要です。

ただしソーシャルキャピタルという言葉は、まだまだ地域の中で浸透はしていません。多くの人や団体が活動に参加できるよう、老若男女すべての人が理解できるような工夫が必要となっています。そこで、ソーシャルキャピタルをもっとわかりやすく地域に浸透するような言葉、「地域のチカラ」と呼び換えます。

「チカラ」は、「力（ちから・パワー）」という意味も含んでいます。地域のチカラを高めるためには、地域の資源、個人・団体、地域に根ざした活動など様々な担い手の力をネットワーク化・結集させることが必要です。自助・共助・公助による役割分担を進め、より多くの人・団体が、できることから活動を始められる環境づくりを進めていきます。

図表４　ソーシャルキャピタル ＝ 地域のチカラ

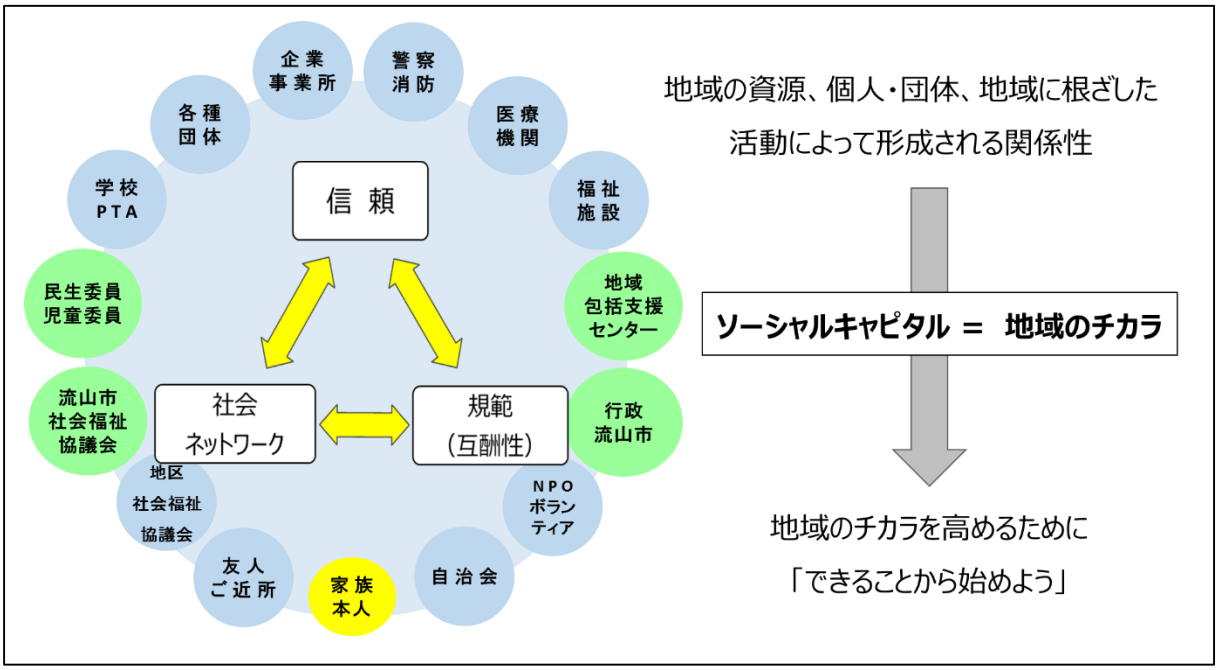

地域のチカラ ～流山市のいま～

地域のチカラ（ソーシャルキャピタル）は目に見えない関係性ですが、これまで内閣府による調査[1][2]など特定の指標により実情を評価する取組みがあります。今回の地域福祉計画の策定に向けた市民アンケートでも、同様の指標を活用して流山市の現状調査を試みました。

図表５　ソーシャルキャピタルに関する流山市と他調査による比較結果

調査名（調査年）	設問	近所の人々への信頼	近所づきあいの程度	社会参加		
				地域活動	スポーツ・趣味娯楽活動	ボランティアNPO活動
	回答数／発送数	信頼できる	協力・対話	参加している	参加している	参加している
内閣府調査（2003）	1,878／3,800	36.8%	70.1%	35.5%	30.9%	16.8%
稲葉らによる全国調査（2010）	1,599／4,000	40.5%	60.4%	46.1%	46.7%	25.3%
流山市地域福祉計画アンケート（2016）	1,479／3,000	↑ 46.7% 上位2段階/全5段階「とてもそう思う」「ややそう思う」	↓ 55.4% 上位2段階/全4段階「困った時に相談できる」「会えば話をする」	↑ 87.4%	↑ 49.6%	↑ 35.2% 「週に2、3回」～「年に数回」まで5段階 ※「参加経験なし」を除く

※ 濃色部分は他の調査と比較して、良好な数値が得られたソーシャルキャピタル関連項目
※ 流山市地域福祉計画アンケートの調査結果は第２章２４頁、２８頁、３２頁に記載しています。

調査結果から　～できる範囲・できることからが大切～

他の調査に比べ、「近所の人々への信頼」は高くなっている一方で、「近所づきあいの程度」は、やや低い結果となっています。社会参加は全ての項目で高く、特に地域活動は著しく良好でした。この結果から「現役世代や市内で増加している子育て世代にとっては、普段からのご近所づきあいの頻度を高めることは難しいが、地域活動への参加意欲は高い」と考えることもできます。

ソーシャルキャピタルの結束が強すぎる場合、よそ者を排除してしまう・参加を強制してしまう（病気や子育て中の世代などの特別の事情のある人にも強制）といった負の側面もあります。地域には、高齢者、障害者、現役世代、子育て世代など、様々な人がいます。地域のチカラを良い方向へ高めていくには、それぞれがお互いの生活や実情を理解して、できる範囲・できることから参加する意識づくり、受け入れる環境づくりが大切です。

[1]内閣府国民生活局「平成 14 年度 ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」
平成 26 年度厚生労働科学研究「地域保健対策におけるソーシャルキャピタルの活用のあり方に関する研究」、Portes A: Social capital: Its origins and applications in modern sociology. Annual Review of Sociology, 24: 1-24, 1998.
[2]稲葉陽二（2012）　厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書「格差の是正及びソーシャル・キャピタルと健康の関連」

第８節　圏域の設定

地域福祉計画における「地域」は、流山市全体を示しています。しかし市内各地域により人口分布の異なりや地域活動の進展が異なるため、地域の実情に応じた取組みを進めるためには、より細かな区域設定が必要です。そこで、これまでの第１期・第２期計画では、平成２６年度に新設された「おおたかの森中学校」を除く、市内の８中学校区をそれぞれ２つずつに分けた４つの圏域を採用しました。

市の最上位計画である後期基本計画下期実施計画においても、この４圏域に分けて事業を整理しています。また地域福祉分野においては、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの取組みが進んでいることから、本計画でもこの４つの圏域を継続して採用します。

４つの圏域ごとに年齢階層比率を比較すると、各圏域で大きなバラつきが見られます。また各圏域に内包される小学校区や自治会単位でも、その現状は異なります。今後の地域福祉計画の推進においては、こういった地域の実情をより考慮していきます。

図表６　圏域別年齢階層比率（高齢化率・28 年 4 月 1 日現在）

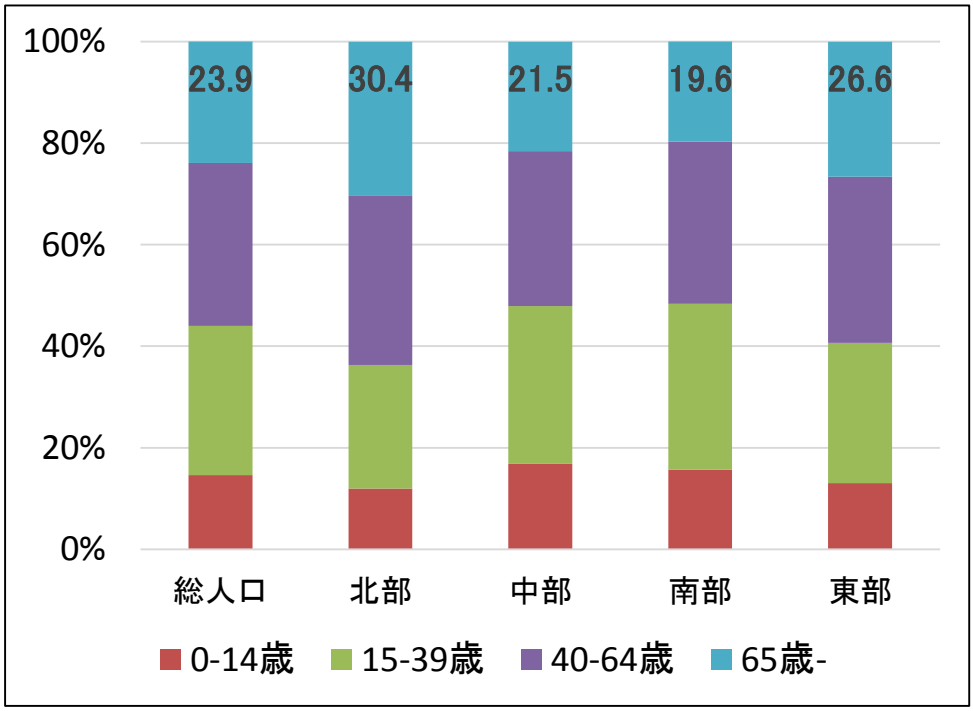

図表７　流山市圏域地図

N
W
E
S
運河駅
東深井中学校★
北部
江戸川台駅
北部中学校★
東武アーバンパークライン
初石駅
常盤松中学校★
西初石中学校★
中部
流山おおたかの森駅
つくばエクスプレス
豊四季駅
おおたかの森小中学校★
南部中学校★
東部
流山駅
流山セントラルパーク駅
八木中学校★
平和台駅
南部
流鉄流山線
鰭ヶ崎駅
南流山駅
JR武蔵野線
南流山中学校★
東部中学校★
南柏駅
JR常磐線
1　0.5　0　1 km

第９節　計画の策定体制

流山市福祉施策審議会

計画の策定にあたっては、市民や事業者の積極的な参加と行動が重要となることから、市民の代表、福祉サービスの提供を受ける者の代表、ボランティア団体の代表、社会福祉法人の代表、民生委員・児童委員、医師会の代表、歯科医師会の代表、学識経験者、関係行政機関の職員を加えた１８人で組織された「流山市福祉施策審議会」において既存計画の評価、基本理念、計画内容など計画策定に関する事項の審議を行いました。

また、計画策定過程を広く市民へ周知するため、審議会を公開とし、議事録をその都度ホームページに公開するとともに、地区懇談会やパブリックコメント（意見公募手続き）により、広く市民の意見募集も行いました。

庁内における政策合意

この計画は、流山市総合計画をはじめ、全ての既存の行政計画との整合性を図り、また、計画の実施にあたり全庁的に取り組む必要があります。そのため関連部局との間で、計画の調整及び周知を図り、適切な情報共有、理解を進めていきます。

ニーズ把握

市民の意見を広く計画に反映するため、平成２８年５~６月にかけて無作為抽出による市民３，０００人を対象に、市民アンケートを実施しました。このほか、毎年度行っている「ながれやま まちづくり達成度アンケート」や平成２６年度に行った「流山市子ども･子育て支援総合計画」、「流山市健康づくり支援計画」、「流山市高齢者等実態調査」等の結果を参考としました。

流山市社会福祉協議会・地域福祉活動計画との連携

流山市社会福祉協議会は、ボランティア活動や福祉教育の推進、住民参加による福祉ネットワークづくりなど、地域福祉の推進について様々な実績と経験を有しています。そのため、流山市社会福祉協議会において同時期に作成された「地域福祉活動計画」との整合性に配慮しました。

第２章

流山市の現状

２章　流山市の現状

第１節　流山市の現状

流山市は、つくばエクスプレスの開通により、東京都心の秋葉原と約 20 分で結ばれ交通アクセスは飛躍的に向上しました。自然豊かな環境と優れた交通アクセスを活かして、「都心から一番近い森のまち」をキーワードに良質なまちづくりや子育て支援策を進めています。平成 28 年 8 月 1 日現在の人口は 17 万 8534 人で、現在も人口の増加が続いています。

（１）人口の推移・見通し

第１期地域福祉計画策定時の人口 15 万 4196 人（平成 19 年）から、平成 28 年人口 17 万 7597 人と約 2 万人の人口増加となっています。ただし、宅地開発が進む南部地区や中部地区で大きく人口が増える一方で、東部地区や北部地区の人口はほぼ横ばいとなっており、圏域ごとに状況が異なっています。人口の推移を年代別にみると、全国同様に高齢化率は高まっていますが、年少人口比率についても人口増加の影響で高まっています。

将来見通しについては、人口の増加が続いている状況を踏まえ、平成 37 年までは緩やかに増加が続くと想定されます。その後は人口の減少が想定されますが、子育て施策の充実等を通じて、平成 52（2040）年時点で 18 万人程度を維持するよう計画されています。

図表８　圏域別人口推移（各年 4 月 1 日現在）

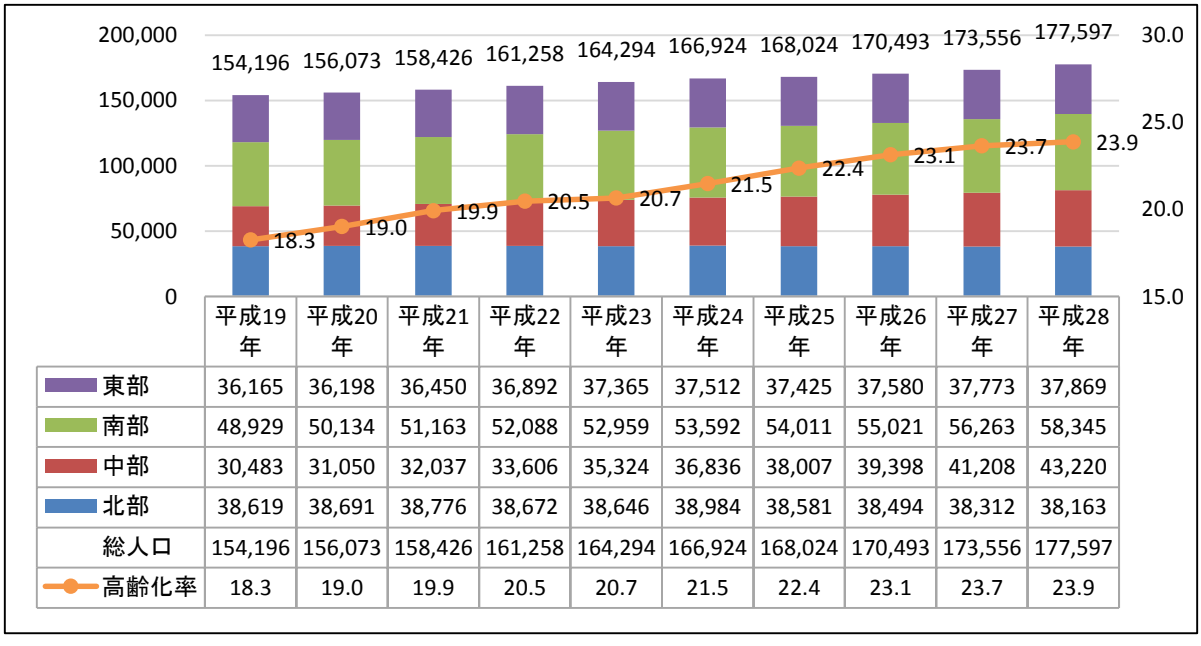

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
東部	36,165	36,198	36,450	36,892	37,365	37,512	37,425	37,580	37,773	37,869
南部	48,929	50,134	51,163	52,088	52,959	53,592	54,011	55,021	56,263	58,345
中部	30,483	31,050	32,037	33,606	35,324	36,836	38,007	39,398	41,208	43,220
北部	38,619	38,691	38,776	38,672	38,646	38,984	38,581	38,494	38,312	38,163
総人口	154,196	156,073	158,426	161,258	164,294	166,924	168,024	170,493	173,556	177,597
高齢化率	18.3	19.0	19.9	20.5	20.7	21.5	22.4	23.1	23.7	23.9

図表９　年齢３区分別人口の推移（各年４月１日現在）

年齢	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口	154,196	156,073	158,426	161,258	164,294	165,195	168,024	170,493	173,556	177,597
年少人口	20,587	20,958	21,513	22,004	22,748	23,022	23,454	24,017	24,855	25,933
同構成比（%）	13.4	13.4	13.6	13.6	13.8	13.9	14.0	14.1	14.3	14.6
生産年齢人口	105,465	105,417	105,339	106,237	107,611	106,685	106,965	107,022	107,642	109,253
同構成比（%）	68.4	67.5	66.5	65.9	65.5	64.6	63.7	62.8	62.0	61.5
老年人口	28144	29698	31574	33017	33935	35488	37605	39454	41059	42411
同構成比（%）	18.3	19.0	19.9	20.5	20.7	21.5	22.4	23.1	23.7	23.9

※　住民基本台帳法の一部改正（平成 24 年７月９日施行）により、平成 25 年以降の人口には外国人も含まれます。

図表１０　人口の将来展望における年齢３区分別人口構成（市独自試算）

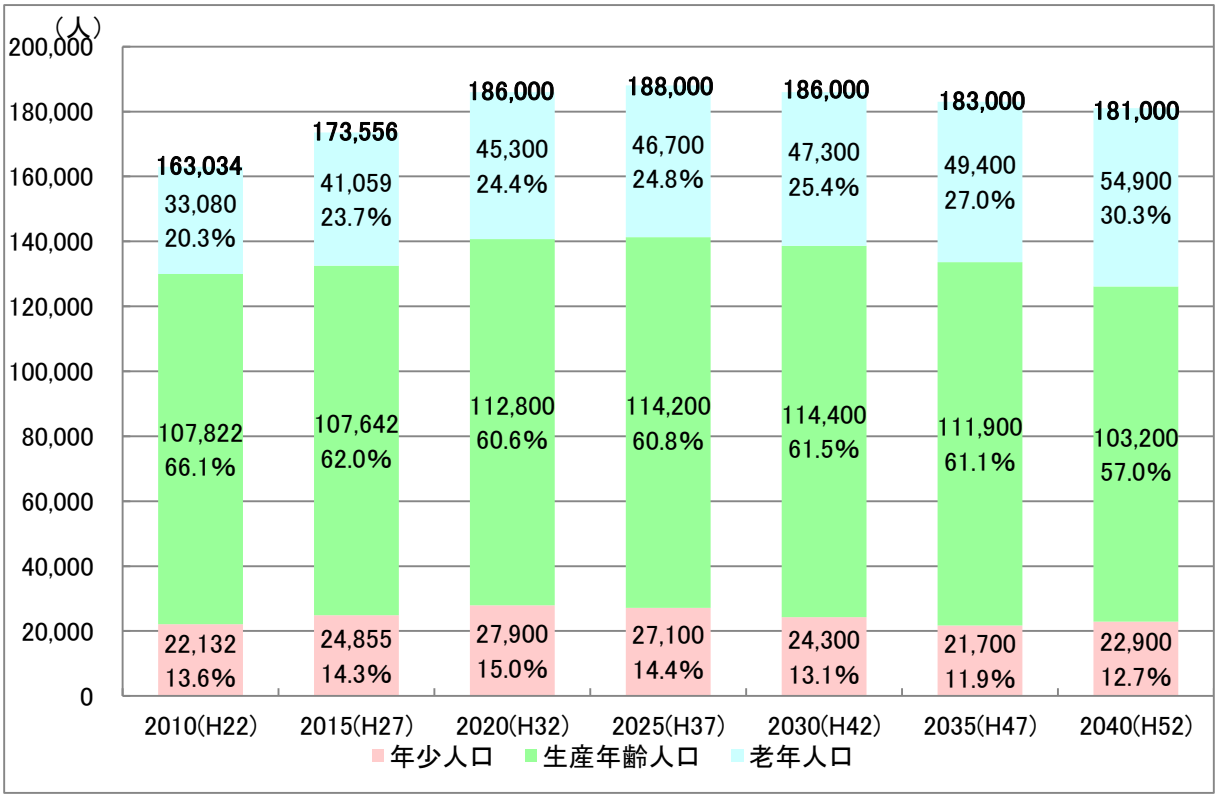

※　平成２２、２７年は実績です。また、内訳は端数を調整しています。

※　本推計は、下期実施計画の作成時点（平成２７年度末）における市の独自試算です。

（２）高齢者の状況

図表１１　老年人口と高齢化率の推移（各年４月１日現在）

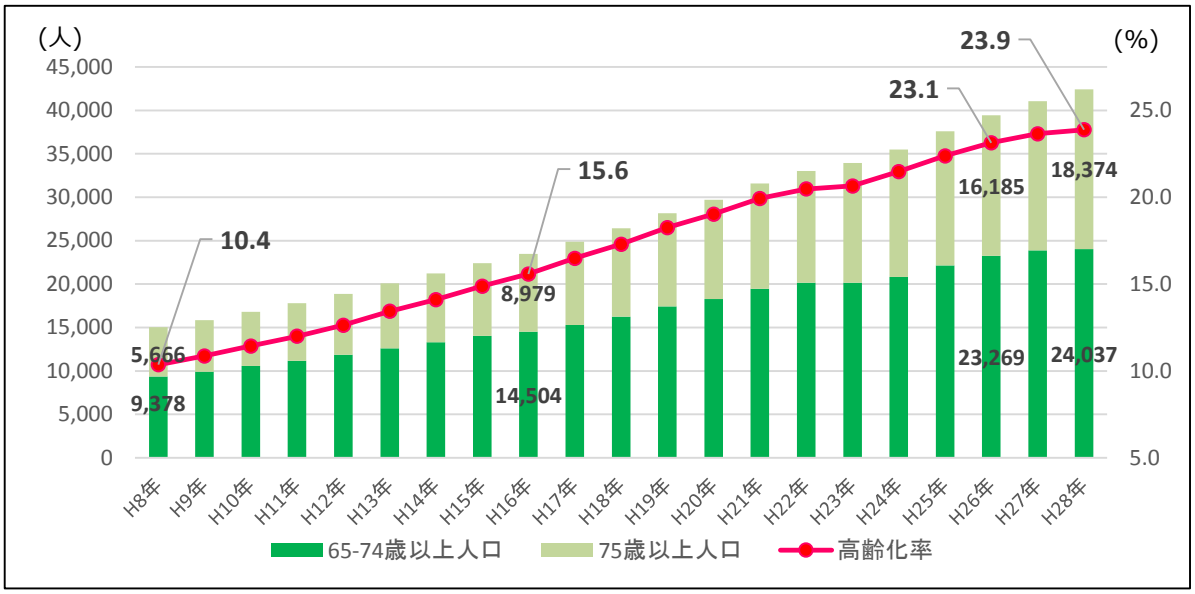

（出典）流山市住民基本台帳人口

※　住民基本台帳法の一部改正により、平成２５年以降の人口には外国人を含みます。

（３）障害者の状況

図表１２　障害者数の推移

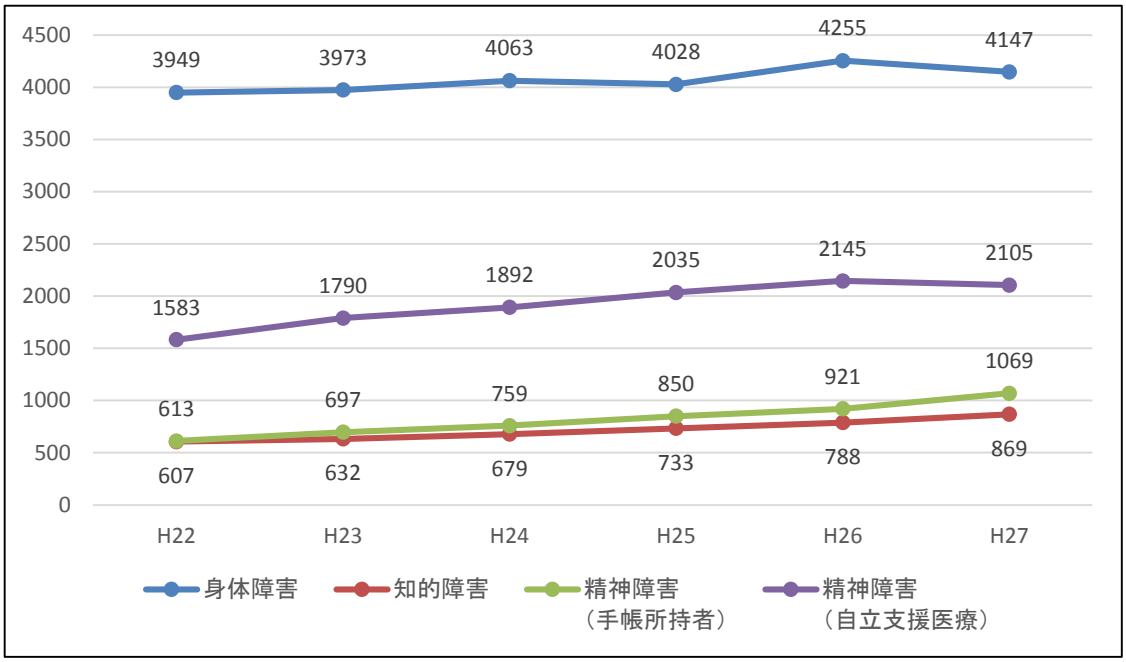

（４）子どもの状況

図表１３　合計特殊出生率の推移・比較

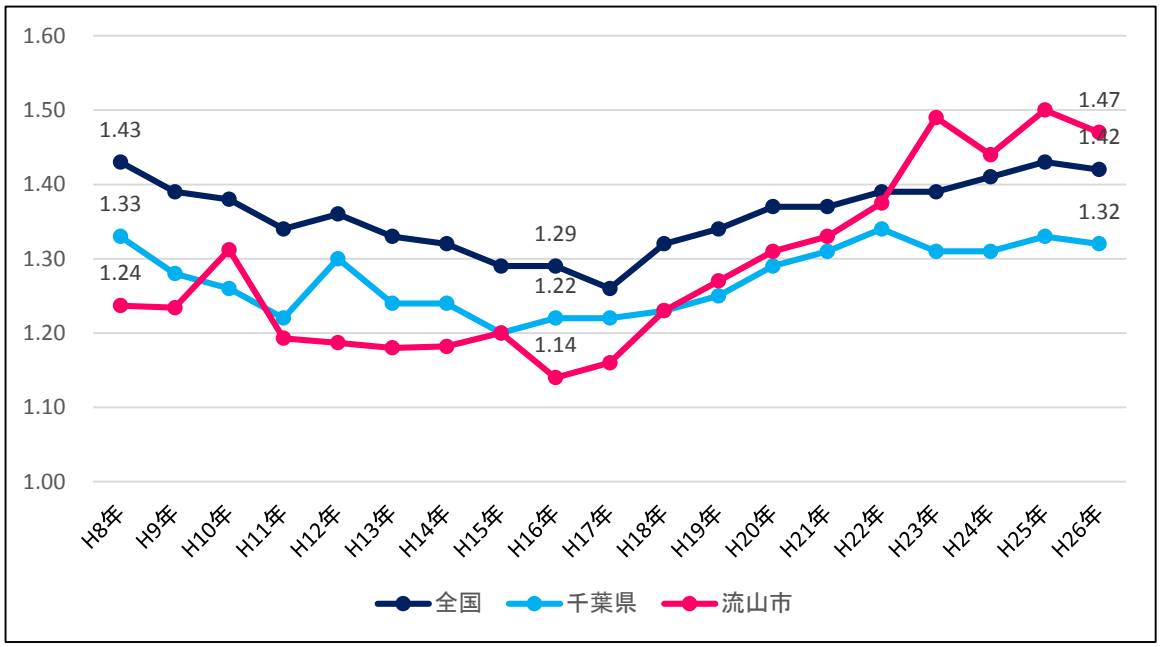

（出典）千葉県衛生統計

図表１４　出生数と死亡数の推移

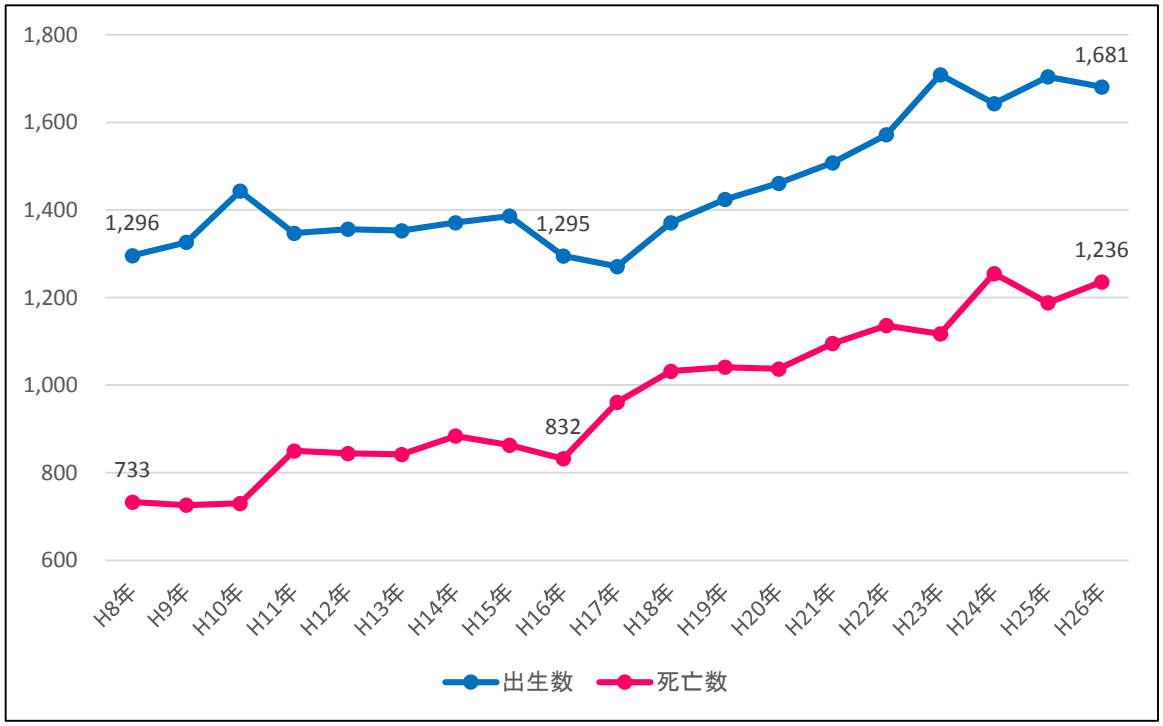

（出典）千葉県衛生統計

第２節　第３期に向けたニーズ・課題

これまでの第２期地域福祉計画での取組み、今回行った市民アンケート等の結果から、第３期地域福祉計画の策定に向けた主なニーズ・課題を整理します。

（１）高齢者に関するニーズ・課題

元気で健康な高齢者も多く、社会への参加と居場所づくりが課題となっています。またいつまでも健康でいたいという希望に応えるための、日頃の健康づくり活動も必要です。今はまだ健康であっても、今後の加齢に伴って生活をどう維持できるのかといった将来不安の解消、認知症への正しい理解などが求められています。

住み慣れた地域での生活を続けられる環境としては、介護サービス・施設の整備・充実、交通手段や買い物できる環境の確保等が求められています。

（２）子ども・子育てに関するニーズ・課題

子育て世代には、開発に伴って転入してきた住民が多く、同世代での交流、地域で利用できるサービス等の充実とその PR 等、が求められています。

子育てと仕事が両立できる環境としては、保育所や学童クラブの整備充実が求められています。子どもが安心・安全に過ごせる環境では、公園や児童館の整備・充実のほか、道路の安全対策など幅広い要望が寄せられています。

また経済的事情を抱える子どもへの早期支援について、子どもの居場所として大きな時間を占める小中学校での福祉活動も期待されています。

（３）障害者・児に関するニーズ・課題

障害者の権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法等による取組みが進み、地域での障害への理解は浸透してきましたが、今後も継続した普及・啓発や災害時等のサポート体制構築など実践的な取組みが必要です。

福祉サービスの基盤は整備されつつありますが、さらなる社会参加や地域での生活を支えるためには、教育環境や就労の場の提供が求められています。

（４）地域に関するニーズ・課題

これまで自治会や民生・児童委員などの団体・個人に、地域は支えられてきました。しかし現在では、高齢化による担い手不足、生活の多様化によるコミュニケーションの変化など課題があります。また自治会や地域団体の活動を底上げする際にも、市内一律ではなく、高齢化や世帯数など各団体の状況に応じた支援が必要といえます。

現在は仕事や家庭が忙しい方であっても、退職後の将来や条件によっては、地域での活動に参加したいとの意欲も高いといえます。定型の活動だけでなく、何気ない見守りでも地域の活動の一つとなりますので、つくばエクスプレス沿線開発によって転入してきた子育て中の現役世代が、地域の活動に参加してもらえる環境づくりも重要です。

また外国人やLGBTなど、多様な人・生き方を理解し、地域福祉活動の担い手として受容していくことも必要となっています。

（５）制度・行政に関するニーズ・課題

第２期地域福祉計画までと同様に、地域福祉の普及、啓発が必要となっています。その要因として、地域に関する情報の周知が不足して浸透しなかったという課題があります。

福祉制度のみならず、災害時への対応についても関心が高まっています。普段から福祉ニーズを持つ高齢者や障害者等は、災害時には特に支援を必要とする避難行動要支援者となります。住み慣れた地域での生活を続けていくためには、災害時に備えた見守り活動を推進していく必要があります。

また経済的事情を抱えた生活困窮の方への対応については、生活保護へと至る前段階での課題対応、就労支援などの適切な対応が求められています。